

山口県報

令和5年
8月8日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)五
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)五
 - 救急病院の認定(医療政策課)五
 - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課)五
- 公告
 - 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区宮ヶ原・中村換地区)の換地処分 (農村整備課)五
 - 県営王喜松屋地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課)六
- 教委公告
 - 契約の締結六

山口県告示第二百二十五号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年八月八日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供す

る。

令和五年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 徳山積水工業株式会社
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構		造		使用の方法		
	能 (m^3 /時)力	工 事 着 手 日	工 事 完 成 日	使 用 開 始 日	間 隔 時	一 日 当 た の 使 用 時 間	
三三二八 (二基)	六・一	令和五、一 一〇、一	令和五、一 一一、一	令和五、一 一二、一	連 続	二 四 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要 変 動 な し

備考 「三三二八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三(一八) (二基)	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
六・八	七・三	二・五	三〇
			五
			一〇
			〇・四
			二・六
			〇・一四
			〇・三
			一四七・五
			一五七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
COD処理施設	コンクリート製	一、〇〇〇	活性汚泥・沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
COD処理施設	処理前	七	四〇	七七一
	処理後	七	二五	〇・三

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・二	六・五	五・六	八、一五〇
八・三	五・六	二・二	八、五二四

山口県告示第二百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年八月八日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供す

る。

令和五年八月八日

山口県知事 村岡 副政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日産化学株式会社
住 所 東京都中央区日本橋二丁目五番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日産化学株式会社小野田工場
所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力	構 造			使 用 の 方 法	
		工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間 季節的変動の概要
四六一イ	($\text{m}^3/\text{日}$) 〇・八	令和五、 八、三〇	令和六、 一、三〇	令和六、 三、一	断 続	二四時間 変動なし
四六一ニ	($\text{m}^3/\text{日}$) 六・八	〃	令和五、 九、二五	令和五、 九、二九	連 続	〃
一五一イ	($\text{N m}^3/\text{時}$) 九、三九〇	〃	令和五、 一〇、一〇	令和五、 一〇、一一	〃	〃

備考 「四六一イ」及び「四六一ニ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設をいい、「一五一イ」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
四六一イ	通 常 最 大	通 常 最 大	〇・八
四六一ニ	通 常 最 大	通 常 最 大	六・八

排水口	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種類	項目	汚水の汚染状態の値		汚水の汚染状態の値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大		
活性汚泥処理施設	処理前	七	六	七三	一、三〇八
	処理後	〃	〃	九二	〃
排水焼却施設	処理前	九・一	〇・六	四六	〃
	処理後	八・一	〇・七	検出せず	〃
中和沈殿処理施設	処理前	七	六	七三	一、三〇八
	処理後	〃	〃	九二	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (t/日)	処理の方式	使用時間 の間隔	季節的変動の要	工事着手予定		工事完成予定		使用開始予定	
						年	月	年	月	年	月
中和沈殿処理施設	コンクリート製	五〇、〇〇〇	中和・沈殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
排水焼却施設	鋼鉄製	四九・六八	焼却	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、五〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	概	〃	〃	〃	〃	〃

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	一五〇イ	八・一	八・五	七	二	二〇	〃	〃	二二〇	二四〇	〇・三六	一	一八五・六	一八六
---------------------------	------	-----	-----	---	---	----	---	---	-----	-----	------	---	-------	-----

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口
〃	〃	七
〃	〃	八、六
一一	一二	一二
一六	一七	一六
〃	〃	二〇
〃	〃	三〇
〃	〃	二
〃	〃	一二
〃	〃	一五
〃	〃	一・四
〃	〃	二
〃	〃	二二、〇七三・三三三、七七三・九
二二二		八四四

山口県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年八月八日

名 医	称 療	所 機	在 地	関 地	廃 止 年 月 日
福永歯科クリニック		下松市駅南二丁目五番一号	山口県知事	村岡 嗣 政	令和五、五、一〇
ふれあい薬局宮の前店		周南市宮の前二丁目三番一三号	〃	〃	〃三二

山口県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年八月八日

名 医	称 療	所 機	在 地	関 地	指 定 年 月 日
りた歯科医院		宇部市東梶返三丁目一〇番二七号	山口県知事	村岡 嗣 政	令和五、七、三
福永歯科クリニック		下松市駅南二丁目五番一号	〃	〃	五、一一
ウォンツ宇部鍋倉薬局		宇部市鍋倉町六番五二号	〃	〃	七、一一
オーランド薬局		東小羽山町四丁目一番五号	〃	〃	〃
ふれあい薬局宮の前店		周南市宮の前二丁目三番一三号	〃	〃	六、〃

山口県告示第二百二十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年八月八日

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
光風園病院	下関市長府才川二丁目二番二号	令和八、八、三一

山口県告示第二百三十号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月八日

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「除雪車」を「除雪車 県立学校校務支援システム」に改める。



（二四八）国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宮ヶ原・中村換地区）の換地処分土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区宮ヶ原・中村換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和五年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の日

令和五年七月十九日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宮ヶ原・中村換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二四九) 県営王喜松屋地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営王喜松屋地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営王喜松屋地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和五年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁義務教育課 山口市滝町一番一号

令和五年八月八日印刷
令和五年八月八日発行

発行所 山口県知事
山口市

二 契約に係る物品等の名称及び数量

小中学校事務ネットワークシステムサーバ機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和五年五月三十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎二丁目二番一号

六 契約金額

五千六百六十二万八千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政